

○総務省告示第二百二十一号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の四の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十條第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を次のように告示し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十九日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法第三十條第一項の規定により指定された株式会社NTTドコモに係る同條第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。

- 一 東日本電信電話株式会社
- 二 西日本電信電話株式会社
- 三 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーシヨンズ株式会社
- 四 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 五 株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
- 六 株式会社NTTぷらら
- 七 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーシヨンズ

八 エヌ・ティ・ティ・メディアアサプライ株式会社